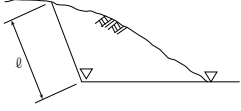
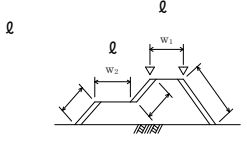
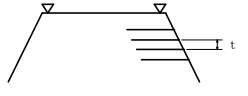


編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	2		掘削工	基 準 高 ▽	±50	
						法長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	-200
							$\ell \geq 5\text{m}$	法長-4%
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	3		盛土工	基 準 高 ▽	-50	
						法長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	-100
							$\ell \geq 5\text{m}$	法長-2%
						幅 w_1, w_2	-100	
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアル メ)壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基 準 高 ▽	-50	
						厚 さ t	-50	
						控 え 長 さ	設計値以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。</p>		1-2-3-2
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。</p>		1-2-3-3
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		1-2-3-4

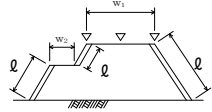
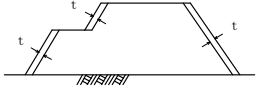
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm -25 t ≥ 15cm -50
		幅 w	-100				
1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	2		掘削工	基 準 高 ▽	±50
		法長 ℓ	ℓ < 5m	-200			
			ℓ ≥ 5m	法長-4%			
		幅 w	-100				

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p>		1-2-3-5
<p>幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。</p>		1-2-3-6
<p>施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		1-2-4-2

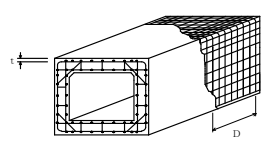
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽	±50	
						法長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	-100
							$\ell \geq 5\text{m}$	法長-2%
						幅	w_1, w_2	-100
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> 	<p>1-2-4-3 1-2-4-4</p>	
<p>施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p> 	<p>1-2-4-5</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通編	3 無筋、鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	± φ
						かぶり t	± φ かつ 最小かぶり 以上

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
$d = \frac{D}{n-1}$ <p>D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径</p> <p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編 2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編 6.6）による。</p> <p>注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。</p> <p>注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>		1-3-7-4